

2014 年 12 月 1 日

聴覚障害者福祉施策に関する公開質問状への回答

1. 「情報・コミュニケーション法（仮称）」の制定について

○山形 1 区 自由民主党 遠藤利明氏

- ・障害者の情報アクセス・コミュニケーションの保証は重要である。これまでも法整備を進めており、引き続きその実現を図る。

○山形 3 区 日本共産党 長谷川つよし氏

- ・障害者権利条約は、政府に対し障害による差別を禁止し、平等を促進する立法措置を求めています。障害者の情報アクセス権を保障することは重要です。障害者が必要な情報を利用できるように、字幕や手話を付けたビデオ・DVD の制作、複製、送信などの著作権について法整備を進める必要があります。

○山形 1 区 日本共産党 石川渉氏

- ・障害者権利条約は、政府に対し障害による差別を禁止し、平等を促進する立法・措置を求めています。障害者の情報アクセス権を保障することは重要です。障害者が必要な情報を利用できるように、字幕や手話を付けたビデオ・DVD の制作、複製、送信などの著作権について法整備を進める必要があります。

○山形 2 区 日本共産党 白根沢澄子氏

- ・障害者権利条約は、政府に対し障害による差別を禁止し、平等を促進する立法・措置を求めています。障害者の情報アクセス権を保障することは重要です。障害者が必要な情報を利用できるように、字幕や手話を付けたビデオ・DVD の制作、複製、送信などの著作権について法整備を進める必要があります。

○山形 3 区 自由民主党 加藤鮎子氏

- ・父・加藤紘一は、衆議院議員に初当選した 40 年前、聴覚障害者の方々との運転免許取得のため国会で尽力いたしました。「国会議員としての原点だった」とのこと。私は加藤紘一の娘として、改めて聴覚障害者福祉施策に取り組んで参ります。特に情報アクセシビリティ及び意思疎通が保障される権利は、障害をもつ人にも、もたない人にも平等に適用されるべき基本的人権と考えます。したがって法律により国・地方自治体の責務として施策を整備して参ります。

○山形 3 区 民主党 吉田大成氏

- ・民主党は、この度の総選挙において発表したマニフェストに、重点政策の一つとして「女性・共生」について掲げました。その中で、障がいのある人も、ない人もともに生きる共生社会を実現するため、障がい者差別解消法の実効ある運用を目指すことを示しました。吉田大成は、このことを受けまして、貴組織が目指します聴覚障がい者の社会参加促進に必要な「情報・コミュニケーション法（仮称）」の制定に、賛同すると共に、そのせい手に向けた活動を展開してまいります。

2. 「手話言語法（仮称）」の制定について

○山形１区 自由民主党 遠藤利明氏

- ・法制化するか…はともかく、手話を学び使用する機会が増えることは重要であり推進していく。

○山形３区 日本共産党 長谷川つよし氏

- ・障害者が自由にコミュニケーション出来て、必要な情報も利用できるように支援することは、障害者の権利と人権を保障するうえで最も基本的なことです。聴覚障害者の場合、自由に手話が使える社会環境がつくられることは重要であり、ご提案の「手話言語法（仮称）」制定を支持します。

○山形１区 日本共産党 石川渉氏

- ・障害者が自由にコミュニケーション出来て、必要な情報も利用できるように支援することは、障害者の権利と人権を保障するうえで最も基本的なことです。聴覚障害者の場合、自由に手話が使える社会環境がつくられることは重要であり、ご提案の「手話言語法（仮称）」制定を支持します。

○山形２区 日本共産党 白根沢澄子氏

- ・障害者が自由にコミュニケーション出来て、必要な情報も利用できるように支援することは、障害者の権利と人権を保障するうえで最も基本的なことです。聴覚障害者の場合、自由に手話が使える社会環境がつくられることは重要であり、ご提案の「手話言語法（仮称）」制定を支持します。

○山形３区 自由民主党 加藤鮎子氏

- ・障害者基本法が改正され手話を言語に含めることとなっておりますが、手話による情報取得があまねく保障されているわけではありません。このような状況を変え、聴覚障害者の方々が手話を母語として日常生活や職場で安心してコミュニケーションが取れるよう、手話言語法の制定に尽力して参ります。

○山形３区 民主党 吉田大成氏

- ・民主党は、質問１に示す通り
吉田大成は、聴覚障がい者の社会参加促進のために必要な「手話言語法（仮称）」の制定が、急務と考えます。一方で、現代テクノロジーの開発によって、手話による相互理解に代わり得る技術開発にも、積極的に取り組むための政策を進めます。

3. 聴覚障害認定の基準について

○山形１区 自由民主党 遠藤利明氏

- ・ご指摘を踏まえ、現行基準が適切かどうか検証をすべき。

○山形３区 日本共産党 長谷川つよし氏

- ・国連の「障害者の権利宣言」の考え方を取り入れた「障害者の範囲」の見直しが必要です。当然、聴覚障害者の認定基準も、WHOの基準に合わせるべきと考えます。

○山形1区 日本共産党 石川渉氏

- ・国連の「障害者の権利宣言」の考え方を取り入れた「障害者の範囲」の見直しが執拗です。当然、聴覚障がい者の認定基準も、WHOの基準に合わせるべきと考えます。

○山形2区 日本共産党 白根沢澄子氏

- ・国連の「障害者の権利宣言」の考え方を取り入れた「障害者の範囲」の見直しが執拗です。当然、聴覚障がい者の認定基準も、WHOの基準に合わせるべきと考えます。

○山形3区 自由民主党 加藤鮎子氏

- ・現在の障害認定基準により、本来生活に支障をきたしている人が障害認定されず不便と困難を抱えたままの生活を強いられています。周囲も身体障害者手帳の保持をもって、生活支障の程度を判断するような心構えとなってしまうっており、ときに当事者本人もそのような考え方に染まっていることもあるでしょう。これは、ニーズが正しく認識されていないということになります。解決策として、WHOの基準に合わせて「純音聴力レベル41デシベル以上を聴覚障害」として認定すべきだと考えます。

○山形3区 民主党 吉田大成氏

- ・民主党は、質問1に示す通り

吉田大成は、貴組織の進める方向に賛同し、現行の障がい認定の基準をWHOの基準並みに改定するための活動を進めます。

4. 手話通訳者の身分保障について

○山形1区 自由民主党 遠藤利明氏

- ・職業的意義の重要性を社会に広めるとともに、仕事に見合った報酬が支払われるよう転換していく必要がある。また自治体などでの正規雇用を拡充すべき。

○山形3区 日本共産党 長谷川つよし氏

- ・非正規雇用で働く人の労働条件を改善し、非正規雇用から正規雇用への流れをつくります。特に、福祉労働者の賃上げと労働条件の改善を図ることは、急務となっています。

○山形1区 日本共産党 石川渉氏

- ・非正規雇用で働く人の労働条件を改善し、非正規雇用から正規雇用への流れをつくります。特に福祉労働者の賃上げと労働条件の改善を図ることは、急務となっています。

○山形2区 日本共産党 白根沢澄子氏

- ・非正規雇用で働く人の労働条件を改善し、非正規雇用から正規雇用への流れをつくります。特に福祉労働者の賃上げと労働条件の改善を図ることは、急務となっています。

○山形3区 自由民主党 加藤鮎子氏

- ・手話通訳者は聴覚障害者の方々の情報・コミュニケーション保障を担う思い役割を追っています。最終目標としては、情報・コミュニケーション法の中に国・地方自治体の責務としてコミュニケーション保障を盛り込むことにより身分保障を確固たるものにして参ります。法制定以前にも国・地方自治体として手話通訳者を正規職員として雇用するメリットと必要性を広めていきたいと思ひます。

○山形３区 民主党 吉田大成氏

- ・民主党は、この度の総選挙において発表したマニフェストに、重点背策の１丁目１番地に「アベノミクスからの転換～非正規雇用の待遇改善・正規雇用の増大で若者が将来に希望を抱ける社会を作る」について掲げました。

吉田大成は、人口減少社会からの脱出政策の原点を、雇用環境の徹底した改善を進めるべきとの考えから、共生社会を専門的立場で支える手話通訳者の正規雇用の必要性を実現するために活動します。

5. 手話通訳制度における資格について

○山形１区 自由民主党 遠藤利明氏

- ・手話通訳士の社会的認知を高めていき、必要に応じて国家資格化も検討すべき。

○山形３区 日本共産党 長谷川つよし氏

- ・障害者が人間らしく生きる権利を真に保障するためにも、支援事業に当たる方の能力や待遇を改善する必要があります。そのために、手話通訳士を国家資格に格上げすることでも十分意義があると考えます。

○山形１区 日本共産党 石川渉氏

- ・障害者が人間らしく生きる権利を真に保障するためにも、支援事業に当たる方の能力や待遇を改善する必要があります。そのために、手話通訳士を国家資格に格上げすることでも十分意義があると考えます。

○山形２区 日本共産党 白根沢澄子氏

- ・障害者が人間らしく生きる権利を真に保障するためにも、支援事業に当たる方の能力や待遇を改善する必要があります。そのために、手話通訳士を国家資格に格上げすることでも十分意義があると考えます。

○山形３区 自由民主党 加藤鮎子氏

- ・現在の省令を根拠とする公的資格から、国家資格化することにより認知度も上がり、聴覚障害者の方々の情報・コミュニケーション保障を進展させることにつながると考えます。また、資格取得者の自覚・技量の増進にも資するものと思います。

○山形３区 民主党 吉田大成氏

- ・民主党は、質問４に同様
吉田大成は、共生社会を支える専門職として、国家資格制度の確立が必要と考えます。

6. 採用時における聴覚障害者への「合理的配慮」と「過重な負担」について

○山形１区 自由民主党 遠藤利明氏

- ・事業主が対応可能な範囲で最大限努力をすることが重要であり、そうした観点から適切な内容とすべき。

○山形３区 日本共産党 長谷川つよし氏

- ・障害者雇用促進法で、事業主は求人・採用や賃金の決定、待遇など障害者であることを理由に不当な差別的扱いをしてはいけなくとされています。これを具体化する「指針」等の規定作成にあたっては、関係者・団体の意見をよく聞き、現場で差別が生じないように実効ある「指針」にすべきです。

○山形１区 日本共産党 石川渉氏

- ・障害者雇用促進法で、事業主は求人・採用や賃金の決定、待遇など障害であることを理由に不当な差別的扱いをしてはいけなくとされています。これを具体化する「指針」等の規定作成に当たっては、関係者・団体の意見をよく聞き、現場で差別が生じないように実効ある「指針」にすべきです。

○山形２区 日本共産党 白根沢澄子氏

- ・障害者雇用促進法で、事業主は求人・採用や賃金の決定、待遇など障害であることを理由に不当な差別的扱いをしてはいけなくとされています。これを具体化する「指針」等の規定作成に当たっては、関係者・団体の意見をよく聞き、現場で差別が生じないように実効ある「指針」にすべきです。

○山形３区 自由民主党 加藤鮎子氏

- ・聴覚障害者の採用時面接においては、筆談の他に、手話通訳と要約筆記を列挙して明記すべきと考えます。このことにより、均等な機会が提供されるとともに、情報・コミュニケーション保障の重要性を企業にも伝達する貴重なメッセージとなることと思います。

○山形３区 民主党 吉田大成氏

- ・民主党は、質問１に示す通り
吉田大成は、この点に対する貴組織の考え方に賛同し、より聴覚障がい者の採用時の面接を、聴覚障がい者側に配慮すべきと考えます。

7. その他

○山形１区 自由民主党 遠藤利明氏

- ・聴覚障害者、皆様の教育環境の改善

○山形３区 日本共産党 長谷川つよし氏

- ・「自立支援法」を事実上継続した「障害者総合支援法」を見直して、障害程度区分と応益負担による福祉も自己責任という枠組みを、根本から変える必要があると考えています。

政見放送に字幕を付けること、点字広報や点字記載の投票用紙の配布が必要です。また参政権の保障という点では、投票時のガイドヘルパーの派遣や投票所のバリアフリー化、在宅投票制度の対象者拡大や手続きの簡素化などいっそうの改善を図ることも重要です。

東日本大震災の経験からも、災害時の障害者への情報伝達など避難体制の整備を進めるために必要なガイドラインの作成や、市町村への財政援助を行うことも重要です。

○山形１区 日本共産党 石川渉氏

- ・「自立支援法」を事実上継続した「障害者総合支援法」を見直して、障害程度区分と応益負担による福祉も自己責任という枠組みを、根本から変える必要があると考えています。

政見放送に字幕を付けること、点字広報や点字記載の投票用紙の配布が必要です。また参政権の保障という点では、投票時のガイドヘルパーの派遣や投票所のバリアフリー化、在宅投票制度の対象者拡大や手続きの簡素化などいっそうの改善を図ることも重要です。

東日本大震災の経験からも、災害時の障害者への情報伝達など避難体制の整備を進めるために必要なガイドラインの作成や、市町村への財政援助を行うことも重要です。

○山形２区 日本共産党 白根沢澄子氏

- ・「自立支援法」を事実上継続した「障害者総合支援法」を見直して、障害程度区分と応益負担による福祉も自己責任という枠組みを、根本から変える必要があると考えています。

政見放送に字幕を付けること、点字広報や点字記載の投票用紙の配布が必要です。また参政権の保障という点では、投票時のガイドヘルパーの派遣や投票所のバリアフリー化、在宅投票制度の対象者拡大や手続きの簡素化などいっそうの改善を図ることも重要です。

東日本大震災の経験からも、災害時の障害者への情報伝達など避難体制の整備を進めるために必要なガイドラインの作成や、市町村への財政援助を行うことも重要です。

○山形３区 自由民主党 加藤鮎子氏

- ・子育て支援は私の重要な政策課題です。ろう児に対する手話教育、ろう学校における手話による授業保障に取り組んで参りたいと思います。

○山形３区 民主党 吉田大成氏

- ・吉田大成は、聴覚障がい者の皆様方を含む、すべての障がいを持つ方々が、何の心配もなく、堂々と地域社会の中で、希望をもって暮らしていける共生社会こそ、成熟した民主主義の国家の中にしか生まれないものだという、政治信念を基本として、皆様方と一緒に政策を進めてまいります。

バリアフリー社会からユニバーサルデザイン社会へをテーマに、すべての人の心のバリアが消える、ハートバリアフリー社会を目指します。